

第53回千歳市環境審議会議事録

令和7年9月16日

第53回千歳市環境審議会

日 時：令和7年9月16日（火）14時30分～16時00分

場 所：千歳市役所第2庁舎2階 会議室3・4

出席委員：長谷川誠会長、鈴木隆夫委員、小笠原豊委員、前田浩志委員、
武田祐介委員、田畑弥樹委員、西野雄一委員、角谷日花里委員、
仲村共美委員、伊藤宏之委員、豊澤瞳委員、松澤直紀委員
（計12名）

欠席委員：多田僚委員、宇山昌一郎委員、伊藤博委員（計3名）

事務局：渡邊市民環境部長、吉見市民環境部次長、
浦環境課長、中條環境計画係長、
満山環境保全係長、榎本自然環境係長、
藤田主事

次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 開会
- 3 市長挨拶
- 4 会長・副会長の選任
- 5 諮問
- 6 議事録署名委員の指名
- 7 報告事項
報告第1号 高病原性鳥インフルエンザについて

資 料 1 高病原性鳥インフルエンザについて
- 8 審議事項
審議第1号 第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）の素案

資料2-1 第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）について
資料2-2 第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）に伴う「分野ごとの
取組」内容の確認および意見シートの提出結果について
資料2-3 第3次千歳市環境基本計画の改訂内容について
資料2-4 第3次千歳市環境基本計画改訂の素案
- 9 その他
- 10 閉会

第 53 回千歳市環境審議会議事録

1. 委嘱状交付
横田市長から、委員 12 名へ委嘱状の交付。
2. 開会
千歳市環境審議会規則第 3 条第 1 項に基づく本会議の成立宣言を行った。
委員 15 名中 12 名の出席、過半数以上の出席があるため本会議が成立する旨の報告。
3. 市長挨拶
横田市長からの挨拶。
4. 会長・副会長の選任
千歳市環境基本条例により、委員の互選により決定することとなっているが、選任方法について、委員より「事務局一任でお願いします。」との意見があったことから、長谷川委員を会長に、小笠原委員を副会長に選任した。
5. 諮問
横田市長から長谷川会長へ諮問書を手交。
6. 議事録署名委員の指名
議事進行に従い、長谷川会長が議事録署名委員に前田委員と豊澤委員の 2 名を指名した。

7. 報告事項

「報告第1号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【報告第1号】「高病原性鳥インフルエンザについて」

報告第1号 「高病原性鳥インフルエンザについて」の報告を行います。

資料1をご覧ください。

1の「高病原性鳥インフルエンザとは」ですが、カモなどの野生の水鳥の多くが無症状のままウイルスを運搬する一方、ニワトリなどの家きんに感染すると大量死を引き起こす疾病です。通常、感染した鳥と濃密に接触するなどの特殊な場合を除いて、人には感染しないと考えられております。

次に、2の「令和6年秋から令和7年春までの道内の発生状況」についてですが、野鳥における鳥インフルエンザウイルス陽性の確認件数は、126件でした。次に、家きんににおける鳥インフルエンザの発生状況は、2件でした。北海道の詳しい発生状況については、2ページ以降に記載しております。これは、北海道内の野鳥監視重点区域の表です。検査対象の野鳥に対し、検査を行い鳥インフルエンザ陽性となった場合、野鳥監視重点区域に指定されます。表の54例目と56例目に当市での発生について記載がありますが、次の項目でご説明します。また、家きんに関する情報については、4ページ以降に厚真町及び旭川市の事例を添付しております。

1ページ目に戻りまして、次に、3「令和6年秋からの市内の発生状況」についてですが、令和7年3月19日、市内でハシブトガラスの死骸5羽分を回収し、石狩振興局に鳥インフルエンザの検査を依頼しました。同日、ハシブトガラス1羽に対し石狩振興局が簡易検査を実施したところ、「陽性」と判定されました。その後、同月22日から24日にかけて実施した鳥巡視にて、発生地近辺で回収したハシブトガラスの死体16羽のうち、1羽について石狩振興局が簡易検査を実施したところ「陽性」と判定されております。

次に、4「具体的な監視状況」についてですが、環境省で定めた検査対象マニュアルに基づき、鳥類を検査優先種1種、2種、3種及び「その他」に分けて、鳥の種類と死亡野鳥の数により検査を行うか否か判断されており、検査は石狩振興局が実施することになっております。本市の対応としましては、市内で鳥インフルエンザが発生していない通常期は、定期的に環境課職員の自然環境監視員が巡視を行っています。野鳥の死亡が確認されたときや市民から野鳥が死んでいる等の連絡があったときなどは、市で回収する場合があります。また、市民からの死亡野鳥の連絡が、市ではなく千歳警察署に入ることもあるため、日ごろから千歳警察署とも情報交換を行い連携しています。

本年3月に、市内で鳥インフルエンザ「陽性」が確認されてからは、発生地から半径10km圏内が野鳥監視重点区域に指定されました。そのため、市独自の取り組みとして、発生地を中心に鳥巡視を開始しました。発生地周辺の鳥巡視は、2人ペアを組んで実施し、特に、発生地近辺は運転手以外のものが、歩いて巡視を行いました。人間への感染はまれではありますが、マスク着用や手指消毒を徹底して対応しております。なお、監視期間は令和7年3月21日から4月20日までで、その期間は土日、祝日を含む毎日、鳥巡視を行いました。6ページ以降に、対応レベルや鳥の種類などを記載しておりますのでご確認ください。

最後に、5「市民周知内容」についてですが本市の公式ウェブサイトにも、野鳥の鳥インフルエンザが発生していることなどを記載し、周知、注意喚起を行っております。内容は、感染した動物との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられており過度に心配する必要はないこと。死亡や衰弱している野生動物を見つけたときは、素手で触らないようにすること。また、同じ場所でたくさんの野鳥が死んでいたら、市環境課へ連絡することなどを掲載しております。なお、鳥インフルエンザが市内で発生したときは、野鳥重点監視期間中は、死亡野鳥が1羽でも回収する、特別対応を行っていることなどを「重要なお知らせ」として記事を掲載し、注意喚起しております。

以上で、報告第1号「高病原性鳥インフルエンザについて」の報告を終わります。

【報告第1号 質疑応答】

(委員)

市内で発生した1例目では5羽、2例目では16羽の死骸を回収したとのことだが、それぞれ検査数は1となっている。検査は1羽のみにしか行わないものなのか。

(事務局)

検査を実施した振興局では、1羽でも高病原性鳥インフルエンザの陽性が出れば追加検査をしない方針だからである。なお、1羽でも陽性となった時点で野鳥監視重点区域となり、巡視などの対策を行う。

(委員)

現在の市内の感染状況は落ち着いているのか。

(事務局)

国内では7月の釧路市での事例を最後に発生していないため落ち着いているが、これから渡り鳥が飛来するシーズンに入るため、早期警戒していく予定である。

8. 審議事項

「審議第1号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【審議第1号】「第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）の素案」

それでは、審議第1号「第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）の素案」についてご説明いたします。

資料2-1「第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）」についてご覧ください。

環境基本計画改訂（中間見直し）の概要についてですが、千歳市環境基本計画は、千歳市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関して総合的かつ計画的に推進するため、平成13年3月に策定し、現在は令和3年度から令和12年度を計画期間とする「第3次千歳市環境基本計画」に基づき、地球温暖化防止に向けさまざまな施策を推進しております。

この度、令和6年3月に策定しました「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合性を図るため、計画期間の中間年にあたる令和7年度において、本計画の中間見直しを実施します。

本見直しでは、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、「低炭素社会」から「脱炭素社会」への転換を計画に反映することを目的としており、「第4章・望ましい環境像と基本目標」における「分野ごとの取組」について見直しを行います。

ここで、皆様に配布しております冊子ですが、こちらが、「第3次千歳市環境基本計画」、こちらが「千歳市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」となります。

「第3次千歳市環境基本計画」は令和3年3月に策定し、「低炭素社会の実現」に向けた取組内容のため、脱炭素社会の実現に向けた取組等、カーボンニュートラルについての内容は記載されていない内容となっております。

その翌年、令和4年2月に「千歳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、その後、令和6年3月に千歳市域としての地球温暖化対策及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた計画について、「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

このことから、令和6年3月に策定しました「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合性を図るため、本計画の中間見直しを実施します。

次に、2 「環境基本計画改訂に伴う組織体制」について、説明いたします。

本計画の改訂にあたっては、「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の脱炭素化の取組内容を追加することが主な目的であり、「千歳市ゼロカーボンシティ本部会議設置要綱」に基づく組織体制を運用し、千歳市環境審議会に加え、市民や地域事業者を委員とする「ちとせゼロカーボンプロジェクトチーム」、また、パブリックコメントからの意見を踏まえ、「千歳市ゼロカーボンシティ推進会議」において実務的な議論を行い、「脱炭素社会の構築」に向けた取組内容の見直しを

実施します。

次に2ページをご覧ください。組織体制図を載せております。

次に、3 「第3次千歳市環境基本計画等改訂（中間見直し）スケジュール」についてですが、各庁内会議で検討を行い、環境審議会、ゼロカーボンプロジェクトチーム、パブリックコメントを実施し、改定について進めてまいります。なお、環境審議会は、今後、11月頃と2月頃に開催を予定しており、素案について検討を行い、答申を経て2月頃に改訂を終える予定であります。

次に、資料2-2をご覧ください。「第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）に伴う「分野ごとの取組」内容の確認及び意見シートの提出結果について」ご説明します。

「1.概要」についてですが、令和6年3月に策定した「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合性を図るため、本計画の中間年度にあたる令和7年度において、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、「低炭素社会」から「脱炭素社会」への転換を反映させるべく、中間見直しを行うことから、令和7年6月10日付けで各課が所管する「分野ごとの取組」について意見や修正案等について確認調査を実施し、次のとおり提出がありました。

2 回答結果についてですが、

(1) 【様式1】「市の取組に関する見直しシート」については、「市の取組に関する」各課の見直しや修正はありませんでした。

(2) 【様式2】「意見・修正提案シート」については、

・市有施設の省エネ化について、R6年3月策定の「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）施策1-1に合わせより具体的な取組内容に修正を行ってはどうか。

・市有施設の再エネ導入について、R6年3月策定の「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）施策2-1に合わせより具体的な取組内容に修正を行ってはどうか。

という提案がございました。なお、提出された意見については、計画の中間見直しへの反映をいたします。

次に、資料2-3 「第3次千歳市環境基本計画の改訂内容について」ですが、まず初めに、こちらの「目次」をもとに、概要を少しご説明させていただきます。第3次千歳市環境基本計画は、第1章から第5章までの構成となっており、第1章には「計画の基本的事項」として策定に関する背景、位置づけ・役割などを記載、第2章には「千歳市を取り巻く社会動向」として、世界、国、北海道の社会動向を記載、第3章には「千歳市の現況」として、市の特性や環境の現状を記載、第4章「望ましい環境像と基本目標」として、望ましい環境像、5つの基本目標、各分野

ごとの取組などを記載、第5章「計画の進行管理」として、基本計画における市主体の実施状況や指標などの進捗状況の確認について記載をしております。

そこで今回、中間見直しをする項目についてですが、先程も、資料1でご説明しましたが、本見直しでは、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、「低炭素社会」から「脱炭素社会」への転換を計画に反映することを目的としており、今回の改訂のメインとなる赤枠で囲っております、「第4章・望ましい環境像と基本目標」における「分野ごとの取組」について見直しを行います。

次に、本計画の「第4章 望ましい環境像と基本目標」の改訂の内容についてですが、2ページ目にあります「計画の体系」として、5つの取組分野ごとの基本目標があり、今回の改訂では、赤枠で囲んでおります「①地球温暖化防止」について見直しを行います。2ページ目が現行の計画体系であり、3ページ目が見直しを行う内容となります。詳細は、資料2-4でご説明いたします。

それでは、次に、資料2-4基本計画（素案）の紙ベースの資料をご覧ください。はじめに、素案ですが、「色マーカー」がついている部分が今回、追加、修正などを行っている箇所となります。

まず、「第1章 計画の基本的事項」であります。素案の1ページから7ページが該当箇所となりますが、内容の追加変更はなく時点修正を行うこととしており、7ページ下の令和6年度に実施した、「アンケート調査の概要」を修正いたします。

次に「第2章 千歳市を取り巻く社会動向」であります。素案の9ページから15ページが該当箇所となります。こちらは内容の追加及び時点修正を行うこととしており、具体的には、「2-1 世界・国際社会の動向」の項目、12ページ中段をご覧ください。「(3) 1. 5℃特別報告書」の内容を新たに追加しております。また、14ページから15ページにあります「2-2 国・北海道の動向」について、国及び北海道の環境基本計画の内容について時点修正を行っております。

次に17ページ、「第3章 千歳市の現況」であります。素案の17ページから40ページが該当箇所となります。こちらは内容の追加変更はなく、人口などの統計データ、アンケート調査データ、環境基準測定結果のデータについてそれぞれ時点修正を行っております。

次に41ページ、「第4章 望ましい環境像と基本目標」であります。素案の41ページから94ページが該当箇所となり、こちらが本見直しの主要部分となりますので、順にご説明いたします。

44ページ・45ページをご覧ください。

「4-3 計画の体系」につきましては、「①地球温暖化防止」について「取組分野ごとの基本目標」、「取組方針」、「取組の項目」を、「低炭素」から「脱炭素」に向けた取組内容に変更し、「主な取組地域」についても、これまでの「空港・市街化区域」に加え「自然公園等の地域」「農業地域」を新たに追加しております。

大きな変更としては、取組方針の「1-3」をこれまでの「低炭素社会の確立」から「再生可能エネルギーの導入拡大」に変更し、各取組の項目についても、千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と整合性を図り、取組内容について見直しを行っております。なお、取組分野の「②環境保全」から「⑤環境教育・パートナーシップ」については、基本目標、取組方針、取組の項目、主な取組地域の変更はありません。

次に、47ページをご覧ください。「4-5 分野ごとの取組」についてであります。が、「地球温暖化防止」について、各項目の内容を追加・修正しております。

49ページをご覧ください。「目指す姿を実現するための取組」として、「1-1 地球温暖化防止の推進」の市の取組、「1）行動変容の推進」については、温室効果ガス削減に伴う意識的な行動の推進、市民、事業者への周知啓発に関する項目を追加しており、主な追加項目としましては、49ページ中段にあります「エコドライブへの取組、市民や事業者にも有用性の周知」や、その5行下にあります「カーボンニュートラルの実現を目指し、市民・事業者によるデコ活の推進」などがあります。なお、白抜きになっている項目については、現行の計画からそれぞれ引用しております。

また、49ページ下段から50ページ上段、2）「二酸化炭素の吸収源確保」については、「健全な森林の育成」や「森林環境贈与税の活用による未整備私有林の適切な経営管理」、「地域材の活用による炭素の固定の検討」を新規項目として追加しております。

50ページ中段の「市民の取組」及び下段「事業者の取組」では、日常生活における節電や節水の取組、デコ活の取組、宅急便の再配達を減らす取組、自動車を運転する際のアイドリングストップやエコドライブなどの追加、森林保全活動、緑化運動の取組、地域材の活用などについて記載しております。

次に52ページをご覧ください。

「1-2 省エネルギーの推進」の「市の取組」であります。が、1）の「施設や設備の省エネルギー化とエネルギー消費量等の見える化の推進」として、「市が管理する施設の冷暖房や照明等の適切な使用と省エネルギーの推進」、「公共施設の新築や大規模改修の際のZEB化の検討」、「LED照明の導入と省エネ機器への転換の推進」について記載しており、2）の「環境にやさしい移動手段の促進」として、「公用車の次世代自動車への切り替え推進」、「次世代自動車のカーシェアリングの導入検討」、「公共施設等の駐車場への充電設備の設置拡大を検討など」普及に向けた取組を推進することについて記載しております。

次に53ページをご覧ください。

上段にあります「指標」の3つ目、「路線バス利用者数」については、現計画の67ページ、「2-3 健やかで快適な環境の維持」の項目から、省エネルギーの取組と結び付け移動しております。中段から下段にあります「市民の取組」「事業者の取組」につきましては、「住宅や事業所の新築の際のZEB化、北方住宅、高性能断熱材などによる建設の検討」、「LEDや高効率給湯器などの省エネ設備の導入検討」、

「公共交通機関の利用、次世代自動車の導入検討」などについて記載しております。

次に、55ページをご覧ください。

「1-3 再生可能エネルギーの導入拡大」についてですが、「市の取組」の1) 再生可能エネルギー設備の導入拡大として、「市有施設の太陽光発電施設の導入」、「蓄電池設備の導入検討」、「太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入の検討」、「再生可能エネルギー由来の電力使用の推進」に関する項目を記載しております。また、2) の次世代エネルギーの活用検討について、「水素やアンモニアなどの次世代エネルギーの活用検討」、「再生可能エネルギーによる電力で製造したグリーン水素の地産地消」の項目を記載しております。

なお、下段の「指標」については、今回、二つ新規で追加しており、「太陽光発電設備を設置している公共施設の割合」を50%の目標値とし、また、水素やバイオマスなどの次世代エネルギー製造拠点の数を5件の目標値としております。

次に56ページをご覧ください。

市民の取組については、「新築時や改築時には太陽光発電、蓄電池などの設置検討」、「再生可能エネルギー由来の電力使用の検討」事業者の取組については、「太陽光発電等の設置の際、自然環境や景観などへの配慮」、「次世代エネルギーの導入検討」などを記載しております。

なお、59ページ以降の「2 環境保全」から「5 環境教育・パートナーシップ」についても、「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合性を図る形で軽微な修正を行っておりますが、こちらにつきましてのご説明は割愛させていただきます。

次に95ページをご覧ください。

「第5章 計画の進行管理」であります。こちらについては内容追加・変更、時点の修正予定はありません。

次に97ページをご覧ください。

97ページ以降の「資料」につきまして、情報等を更新する予定としております。

なお、本素案につきましては、「千歳市ゼロカーボンシティ推進会議」及び「本部会議」を経て、本日の第53回千歳市環境審議会においてご説明を行っております。

最後になりますが、今後のスケジュールにつきまして、もう一度「資料2-1」の2ページ中段をご覧ください。

次回、11月開催予定の環境審議会は、素案の修正した内容や、「ゼロカーボンプロジェクトチーム」の皆様にも意見等の照会をさせていただいた内容の報告、また、皆様の意見等を踏まえたうえで、素案の中間報告をさせていただきたいと考えております。その後、12月実施予定のパブリックコメントを踏まえ、令和8年2月

頃に予定しております「環境審議会」後、答申をいただいたうえで、最終案を決定する予定であります。

第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）の概要のご説明は以上であります。

【審議第1号 質疑応答】

（委員）

太陽光パネルの処理方法がまだ決定されていない中で太陽光発電を進めることに疑問がある。最近では釧路市で湿原を破壊して設置する事例に疑問が呈されている他、市内でも空港に向かう途中で太陽光発電が散見される状況である。太陽光発電が増えると我々が支払う再エネ賦課金も増えること、変動性の発電設備のためバックアップ電源も必要になることを考えると、いたずらに進めて良いものかと思うが、どう考えているか。また、ラピダスの稼働で電力需要が増えるため原子力発電も必要と思われるが、どう考えているか。

（事務局）

まず市の現状として、市の面積の半分が山林で、そのうち9割が国・道・市の所有で、残り1割が民有林という特徴がある。これが釧路市の事例と違う点で、市の西側にある国立公園部分はほぼ全て行政の土地のため、売電を目的とした太陽光発電はまず許可されない。そのため、空港周辺などの残り1割の民有林の対策を行っていく必要があるが、国のガイドラインにより、一定規模以上の太陽光発電を設置する場合は地域住民や市に対しての説明がなければ、設置許可が下りない形になっているため、一定の歯止めが出来ていると考えている。ただし、これは太陽光発電に限った話のため、市内の自然保護と開発のバランスを保つために、環境課と開発部門とで連携して、様々な状況を把握できるようにしている。

原子力発電は国レベルの話のため、ここで結論が出るものではないが、市内の脱炭素を考える場合、まず市の特徴として、電気からの排出量が全体の約30%しかないという特徴がある。これを全て太陽光発電で賄う場合、支笏湖の半分ほどの面積が必要で現実的ではない。一方で、市は熱による排出量が約55%と多い特徴があるため、省エネの推進や燃料転換が必要となる。太陽光パネルの廃棄問題なども、これから大きな話になってくると思うが、まず市としては、こういった分野からの排出量を減らすための取組を、市民・事業者の方々と進めていきたい。

（委員）

先ほど話題に上がった釧路市の件は、開発場所は国立公園の外だが湿原の真横であるため、開発の是非が問われている事例である。大事なのはゾーニングで、釧路市の事例のみを持って再エネの是非を判断せず、開発する部分としない部分のバランスを上手く取っていけると良いと思う。

(委員)

第3次千歳市環境基本計画の策定時にも原子力発電についての議論があったが、原子力発電は国の方針を決めるもののため、市の計画には盛り込まないという話だった。ラピダスは、ちょうど計画策定中に出てきた内容のため計画には盛り込まないという話だったが、今回の計画の改訂は策定時の考え方をベースにするため、策定時と同様に計画には盛り込まないという理解でよいか。

(事務局)

現在の北電の脱炭素電源の割合は2～3割で、仮に原子力発電や再エネ発電を増やして5割となったとしても、市の排出量の3割を占める電気の排出量が半分しか減らないという結果となる。ラピダスに関しては、大量の電力を消費するということは聞いているが具体的な量は分からないこと、基準年である2013年に無かった施設を区域施策編でどう扱うか、環境省の方針が決まっていないことなどから、計画に含めない形としている。ただ、ラピダスやそれに関連する工業団地の稼働で排出量はかなり増えると思われるため、諸々の現状が見えてくる5年後を目途に、改めて市内の現状を環境審議会でも共有し、どう対策していくかを諮りたいと考えている。

(委員)

区域施策編の削減目標がかなり高いが、削減が見込める取組の目途はあるのか。

(事務局)

徹底的な省エネと再エネの導入が必要なため、市民・事業者の方々に広く現状を知ってもらい行動変容を促すとともに、市民・事業者目線での現実的な取組を進めたい。また、市は公共施設全体の排出量を50%減らすことを目標に様々な取組を実施しているため、そのノウハウも共有したい。

(委員)

近年の異常な暑さは我々の生活から排出される温室効果ガスが原因と言われており、このまま温暖化が進んでいくと外出が困難になる等、日常生活もままならなくなる懸念がある。

(事務局)

現在千歳市では子ども向けの環境教育も進めており、こういった取り組みも将来的には行動変容につながるのではないかと考えている。

参考までに、近年の市内の夏の気温を見ると、20年前から6℃も上昇している。6℃の上昇は大変なもので、今より平均気温が2～3℃高かった6,000年前は、美々貝塚まで海だったという状況である。現状すぐに美々貝塚まで海になるという話ではないが、高温が常態化すればゆっくと海面上昇が進行するということでもあるため、こういった状況を理解いただき行動変容をしてもらうことが重要である。

(委員)

今回の第3次千歳市環境基本計画の改訂は低炭素社会から脱炭素社会への変更がメインとあったが、地球温暖化防止分野の目標値が変わっていない。目標値の

見直しの検討も必要なのではないか。

(事務局)

目標の見直しについて検討させていただく。

9. その他

事務局より、次回の環境審議会は11月の開催予定であり、詳細が決まり次第、案内を行うこと、また、今回、提示した「第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）の素案」に対する意見は、随時問合せを受付ける旨を連絡した。

10. 閉会